

諮問第十八号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十七年十二月三日提出

青森市長
鹿内博

審査請求書（下水道使用料2）

平成27年7月24日（金）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷由貴



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢
住 所 青森市造道2丁目8-19 ロイヤルシャトーヴィル102
氏 名 三国谷由貴
年 齢 31歳
2. 審査請求に係る処分
青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成27年6月26日
付け平成27年6月分下水道使用料納入通知書による処分。
3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
平成27年6月27日
4. 審査請求の趣旨
審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 審査請求の理由
(1) 青森市においては、滞納処分をすることなく、長期滞納者については安易に債権放棄をしていると聞いている。
(2) また、下水道使用料に係る督促手数料の無料化や延滞金がかからない人を増やすなどして、下水道使用料の収入の減少を招いていると聞いている。
(3) このような管理体制はとても適正な管理とは言えないと思います。職員が本来の仕事をしなくて生じた下水道事業の赤字を、下水道使用料で負担するのは違法不当なことだと思いますので、本件処分を取り消すとの決定を求めて審査請求をしました。
6. 処分庁の教示
不服申し立てに関する教示はありません。
7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て
意見陳述は希望しません。

